

○津幡町工事検査成績評定要綱

平成18年5月22日

津幡町告示第62号

(目的)

第1条 この要綱は、本町が施行する請負工事（以下「工事」という。）の成績評定（以下「評定」という。）に必要な事項を定め、厳正かつ適確な評定を行うことにより、請負者の適正な選定及び指導育成に資することを目的とする。

(評定の対象)

第2条 評定の対象は、原則として1件の請負金額が500万円以上の工事について行うものとする。

2 評定の対象とする工事は、本町が発注する河川工事、道路工事、公園緑地工事その他これに類する工事とする。

(評定の内容)

第3条 評定は、工事の施工状況、目的物の品質等について行うものとする。

(評定者及び評定比)

第4条 評定を行う者（以下「評定者」という。）は、次に掲げる者とする。

- (1) 第1次評定者 津幡町財務規則（昭和60年津幡町規則第1号）第154条に規定する監督員
- (2) 第2次評定者 当該工事を所管する課の担当課長、主幹、副主幹、係長又は専門員
- (3) 第3次評定者 津幡町財務規則第155条に規定する検査員

(評定の方法)

第5条 評定は、監督、検査等その他必要な事項について、工事ごと、評定者ごとに独立して的確かつ公正に行うものとする。

2 評定は、別に定める工事成績採点表及び細目別評定点採点表により行うものとする。

(評定の時期)

第6条 評定の時期は、第1次評定者及び第2次評定者にあつては完了検査実施時に、第3次評定者にあつては中間検査、完了検査実施時に行うものとする。

(評価区分)

第7条 評定の評価区分は、別表のとおりとする。

(評定の報告)

第8条 総務部監理課長（以下「監理課長」という。）は、当該工事を所管する課長（以下「所管課長」という。）から評定の結果の報告を受けたときは、工事検査成績評定一覧表を作成し、津幡町請負業者選考委員会（以下「選考委員会」という。）に報告するものとする。

（評定結果の通知）

第9条 所管課長は、速やかに評定の結果を工事成績評定通知書（様式第1号）により当該工事の請負者に通知するものとする。

（説明請求）

第10条 前条の規定により回答を受けた者は、通知を受けた日から14日（休日を含む。以下同じ。）以内に書面により、通知を行った所管課長に対して評定の内容について説明を求めることができる。

（説明請求に対する回答）

第11条 所管課長は、前条の規定により説明を求められたときは、工事成績評定に係る説明書書面（様式第2号）により回答するものとする。この場合において、所管課長は、選考委員会に意見を求めることができる。

（再説明請求）

第12条 前条の規定により通知を受けた者は、通知を受けた日から14日以内に書面により、通知を行った所管課長に対して再説明を求めることができる。

（再説明請求に対する回答）

第13条 所管課長は、前条により再説明を求められたときは、選考委員会の審議を経て、工事成績評定に係る再説明書（様式第3号）により回答するものとする。

附 則

（施行期日）

1 この要綱は、公表の日から施行する。

（令和5年梅雨前線による大雨に係る災害復旧工事に対する評定の対象工事の特例）

2 令和5年梅雨前線による大雨に係る災害復旧工事については、第2条に規定する評定の対象工事としない。

（令和6年能登半島地震に係る災害復旧工事に対する評定の対象工事の特例）

3 令和6年能登半島地震に係る災害復旧工事については、第2条に規定する評定の対象工事としない。

附 則（平成20年3月12日津幡町告示第17号）

この要綱は、平成20年4月1日から施行する。

附 則（令和4年3月22日津幡町告示第14号）

この要綱は、令和4年4月1日から施行する。

附 則（令和5年11月27日津幡町告示第102号）

この要綱は、公表の日から施行する。

附 則（令和7年1月14日津幡町告示第2号）

この要綱は、公表の日から施行し、改正後の津幡町工事検査成績評定要綱の規定は、令和6年10月1日から適用する。

別表（第7条関係）

請負工事成績評定の評価区分表

区分	評定点の標準値	総合評価
A	80点以上	他の模範となる優秀な工事
B	75点～80点未満	標準的な工事の中で優れた工事
C	65点～75点未満	標準的な工事
D	60点～65点未満	今後、改善すべき事項のある工事
E	60点未満	今後、指名等に影響を及ぼすおそれのある工事

様式第1号(第9条関係)

第 号
年 月 日

様

津幡町 部 課長 印

工事成績評定通知書

貴社が受注した工事について、工事検査成績評定要領に基づき評定した結果を通知します。

なお、評定の結果に疑問があるときは、当職に対してその疑問の旨を付して、この書面の通知を受けた日から起算して14日(休日を含む。)以内に書面により、説明を求めることができます。

疑問の旨に対する説明は、書面により郵送いたします。

なお、説明を求める場合の書面の送付先及び手続き等についての問い合わせ先は下記のとおりです。

記

- | | |
|-------------|---------------------|
| 1 工 事 名 | 工事 |
| 2 工 期 | 年 月 日～ 年 月 日 |
| 3 完成検査年月日 | 年 月 日 |
| 4 成 績 評 定 | 評定点 点 項目別評定点は別表のとおり |
| 5 送 付 先 | |
| 6 手続き等の問合せ先 | |

様式第2号(第11条関係)

第 号
年 月 日

様

津幡町 部 課長 印

工事成績評定に係る説明書(回答)

年 月 日付で貴社から説明を求められました評定内容について、下記のとおり回答します。

本説明書に疑問があるときは、当職に対してその疑問の旨を付して、この書面の回答を受けた日から起算して14日(休日を含む。)以内に書面により、再説明を求めることができます。

疑問の旨に対する説明は、書面により郵送いたします。

また、再説明を求める場合の書面の送付先及び手続き等についての問い合わせ先は下記のとおりです。

記

- 1 工 事 名 工事
- 2 疑問に対する回答
- 3 送 付 先
- 4 手続き等の問合先

様式第3号(第13条関係)

第 号
年 月 日

様

津幡町 部 課長 印

工事成績評定に係る再説明書(回答)

年 月 日付けで、貴社から再説明を求められました評定内容について、下記のとおり回答します。

記

- 1 工 事 名 工事
- 2 疑問に対する回答

様式第1号 (第9条関係)

様式第2号 (第11条関係)

様式第3号 (第13条関係)